

公 募 公 告

次のとおり、公告します。

令和 6年 1月19日

支出負担行為担当官

国立駿河療養所事務長 城本 正明

1 公募に付する事項

(1) 業務名

国立駿河療養所にて使用するキャノン製複写機保守契約

(2) 契約期間

令和 6年4月1日～令和 7年3月31日

(3) 業務の内容

国立駿河療養所にて使用するキャノン製複写機が正常な状態で稼働し得るように、保守及び消耗品供給を行なうこと。

(4) 特殊な技術及び設備の条件

別紙仕様書に係る技術を有すること

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されること。

(5) 故障等が発生した場合、直ちに当該機器の部品等を調達し修理に対応できること。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申込書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 公募に参加する条件

(1) この公募に参加を希望する者は、意思表示の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）を提出しなければならない。

(2) (1) 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の意思表示を無効とするものとする。

3 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行なうこと。

(1) 意思表示期限

令和 6年 2月 8日(木) 午後5時まで

(2) 意思表示先

国立駿河療養所庶務課会計班会計係 担当 佐藤

住所 : 〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915

電話 : 0550-87-1711

FAX : 0550-87-1921

(3) 意思表示方法

直接提出又は郵送とする。但し、土・日曜日、祝日の受付は行なわない

(4) 意思表示様式

別紙1

4 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。

別紙 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
、国立駿河療養所事務長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

国立駿河療養所キャノン製複写機保守に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴省が公募する標記業務について応募したいので、その旨を表示します。
なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当社は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当社は、故障等の場合直ちに当該機器の部品等を調達し修理に対応できます。

(担 当 者)
氏 名 :
TEL/FAX :
E-mail :

仕様書(R6年度)

保守対象機種及び予定数量

対象複写機	設置箇所		予定数量
キャノン imageRUNNER ADVANCE C5550F III	事務本館(黒)	1枚～10000枚	85,080
	事務本館(黒)	10001枚～	
	事務本館(カラー・カラープリント)	1枚～/10001枚～	54,945
	合算基本料金	10000円/月	
キャノン imageRUNNER ADVANCE C5550F III	自治会(黒)	1枚～10000枚	8,548
	自治会(黒)	10001枚～	870
	自治会(カラー・カラープリント)	1枚～/10001枚～	7,625
	合算基本料金	10000円/月	2
	ソフト保守料		12
キャノン imageRUNNER ADVANCE 4535F III	福祉(黒)	1枚～5000枚	17,960
	福祉(黒)	5001枚～	
	最低基本枚数	1000枚/月	
	内科(黒)	1枚～5000枚	19,950
	内科(黒)	5001枚～	
	最低基本枚数	1000枚/月	
キャノン imageRUNNER ADVANCE 4525F III	会計(黒)	1～1500枚	17,810
	会計(黒)	1501枚～	5,175
	最低基本枚数	1000枚/月	
	栄養(黒)	1～1500枚	12,565
	栄養(黒)	1501枚～	
	最低基本枚数	1000枚/月	

(保守内容)

- ・ 毎月末において複写機枚数を算出し、機器の点検を行うこと
- ・ 常時正常な状態で使用できるように設置場所に社員等を派遣し、複写機の点検調査を行うこと
- ・ 複写機の故障により修理依頼を受けた際には、すみやかに社員等を派遣し、正常な状態に回復させなければならない

(消耗品の供給)

- ・ ドラムは点検時又は不足している旨の通知により交換する
- ・ その他の消耗品については、点検時又は不足している旨の通知により予備手持量の不足を知った場合に、随時消耗品を追加供給すること

(その他)

- ・ 1ヶ月の料金が、合算基本料金・最低基本枚数に満たない月は、合算基本料金・最低基本枚数分の料金を支払うものとする